

○緊急事態宣言発出に伴う市営運動施設の利用制限について（令和3年1月8日現在）

	総合体育館	市営運動場	学校校庭 夜間照明施設
		殿山、野火止、大和田少年、馬場、堀ノ内	新座中、新座3中、新座4中、石神小
内容	<p>1月12日～2月7日</p> <p>夜間休館</p> <p>※専用利用／夜間の部（18時から）の利用は不可 ※個人利用／20時まで利用可</p>	<p>1月12日～2月7日</p> <p>夜間休場</p> <p>※殿山、野火止、大和田少年は19時 まで利用可</p>	<p>1月12日～2月7日</p> <p>夜間休場</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・2月7日以降については上記利用制限を延長する場合がありますので、改めてHP等にてお知らせいたします。 ・全施設、午前・午後の部に関しては通常通りご利用可能です。 ・総合体育館1階受付窓口業務は9時～20時までとなります。 		

新座市体育施設等指定管理者

公益財団法人新座市スポーツ協会